

「田辺+ 魅力はっけん委員会」 ロゴタイプの使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市価値創造プロジェクトに係るロゴタイプ（以下「ロゴタイプ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この基準の対象となるロゴタイプの使用用途は、各種事業、媒体、制作物等に使用するものとする。

(使用申請)

第3条 ロゴタイプの使用を希望する者は、使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付することができる。

(許可基準)

第5条 ロゴタイプの使用を許可する基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げるものその他本市のブランド化に寄与すると認めるものであること。

ア 本市を広くPRしようとするもの

イ 本市のイメージアップを図るもの

ウ 市民が主体となるまちづくり、地域づくり等に関するもの

エ 広く市民等が参加できるもの

(2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような印象を与えるおそれのないこと。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業に該当しないこと。

(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当しないこと。

(6) 有料販売する制作物等に使用する場合にあっては、その価格がロゴタイプを使用しないものと同額以下又は類似の既製品と同等の額以下であること。

(遵守事項)

第6条 第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴタイプを使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) オリジナルデザインを変更して使用しないこと。

(2) 許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 許可に係る制作物について、商標及び意匠登録をしないこと。

(使用の期間)

第7条 ロゴタイプの使用許可期間は、原則として、平成27年3月31日までとする。

(状況報告)

第8条 使用者は、ロゴタイプの使用許可期間終了後、速やかに使用状況報告書(様式第3号)に実施内容を証する資料を添えて、使用状況を市長に報告するものとする。

(使用内容の変更等)

第9条 使用者は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うものとする。

(使用の改善及び中止等)

第10条 市長は、使用が第5条若しくは第6条の規定又は当該許可に付された条件に適合しないと認めるときは、これらの規定又は条件に適合させるための措置をとるべきことを当該使用者に対して求めることができるものとする。この場合において、使用者がその指示に応じない場合は、市長は、ロゴタイプの使用の中止を求め、又は使用許可を取り消すことができるものとする。

(使用料)

第11条 ロゴタイプの使用料は、無償とする。

(事故、苦情等の処理)

第12条 ロゴタイプを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任の下に必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、ロゴタイプの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年5月26日から施行する。